

西宮市福祉協力員設置要綱

(趣旨)

第1条 すべての市民にとって、本人が望むならば可能な限り地域社会の一員として生活を送ることが望ましいことは言うまでもない。市長は、高齢化社会の進展並びに家庭機能の変化等に伴い、在宅高齢者・障害者等の日常生活を営むうえで援助を必要とする者が、家庭や地域において家族や近隣住民との日常的な人間関係を維持しながら、安心して自立ある生活ができるようにすることを目的として、西宮市緊急通報救助事業を実施するにあたり、必要に応じ西宮市福祉協力員(以下「協力員」という。)を設置することとし、その実施に関して必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 本事業は、市と社会福祉法人西宮市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が、西宮市民生委員・児童委員会及び社会福祉協議会支部・分区の協力を得て実施する。

(活動対象)

第3条 協力員の活動対象は、市内に住所を有するものであって、つぎの各号に定めるいずれかに該当する所帯とする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯
- (2) 世帯員全員がおおむね65歳以上である世帯
- (3) 常時見守りを必要とする障害者世帯
- (4) 前各号のほか、市長が特に協力員の活動を必要と認めた世帯

(協力員の担当世帯および定数)

第4条 協力員は、原則として1世帯を担当するものとする。

2 協力員の定数は、原則として各活動対象世帯について2名とする。

(協力員の推薦および委嘱)

第5条 協力員は、心身ともに健全で、かつ常日頃、活動対象世帯のことを心にかけて援助活動等のできる者で、つぎのいずれかの要件を備えている者とする。

- (1) 原則、活動対象世帯と同一の校区民生委員・児童委員協議会(芦原、山口地区は地区民生委員・児童委員協議会)の区域内に居住する者
 - (2) 市外に居住しているが、活動対象世帯の近隣(活動対象世帯の自宅に短時間で駆けつけることができる範囲)に居住する者
- 2 二親等以内の親族は協力員になることができないこととする。
- 3 第一項の要件を備えている者のうちから、各校区民生委員・児童委員協議会(芦原、山口地区は地区民生委員・児童委員協議会)が、活動対象世帯との面識の度合い、距離および対象世帯の希望等を考慮して、協力員候補者を選考し、社会福祉協議会支部長または分区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(協力員の活動内容及び協力員に対する連絡費相当品の支給)

第6条 協力員は、民生委員・児童委員との緊密な連携のもとに、つぎに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 日常的な安否の確認
 - (2) 緊急通報発報時の出向
 - (3) 消防署等関係機関への連絡
 - (4) 病院移送後の留守宅の管理・親族等への連絡
 - (5) 前各号のほか、本事業を円滑かつ効率的に進めるために必要な活動
- 2 市は、当該年度の12月1日時点で委嘱されている協力員及び当該年度中に3か月以上協力員に委嘱され解嘱された者に対し、予算の範囲内で、連絡費相当品を支給することができる。

(協力員の解嘱)

第7条 市長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、協力員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、協力員活動ができなくなったとき。
- (2) 協力員が辞退を申し出たとき。
- (3) 担当世帯が協力員の活動を必要としなくなったとき。
- (4) 転居により第5条の要件を満たさなくなったとき。

(義務)

第8条 協力員は、つぎに掲げる義務を負うものとする。

- (1) 活動に従事するときは、必ず協力員であることを証明する証票(様式第1号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) プライバシーを大切にし、担当世帯の思想・信条、支持政党、宗教憲法上の諸権利の行使にかかわる事項、社会的差別の原因となる事項等の領域に関与してはならない。同時に、正当な理由がなく、活動によって知り得た担当世帯の秘密を他に漏らしてはならない。協力員でなくなった後においても同様とする。

(地区連絡会議の開催)

第9条 市社協は、活動を円滑かつ効率的に進めるため、地区民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会支部・分区等の協力を得て、地区連絡会議を開催することができる。

(台帳の整備)

第10条 市は、協力員と担当世帯の状況を明確しておくため、協力員台帳(様式第2号)を整備する。

2. 市は、必要に応じ市社協に対して保管情報を提供することができる。

(関係書類の整備)

第11条 協力員は、その活動を行ったときは、活動記録兼報告書(様式第3号)を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。

2 市は、必要に応じ協力員に対し活動記録兼報告書の提出を求めることができる。

(傷害及び賠償責任保険)

第12条 市は、別に定める場合のほか協力員を「兵庫県ボランティア災害共済」に加入せしめ、所定の傷害および賠償責任保険を保障するものとする。ただし、第5条第2項の条件により委嘱された協力員については、加入対象から除外することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

付 則

第1条 この要綱は、昭和63年6月1日から実施する。

第2条 当分の間、西宮市緊急通報救助事業実施要綱第7条第2項又は同条第3項の規定に基づき決定した利用者に、原則として2名の協力員を重点的に設置するものとする。

2 当分の間、協力員の活動内容は、西宮市緊急通報救助事業実施要綱第16条第1項に規定する活動内容に重点を置くものとする。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。